

2022年1月4日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

### NISA口座のみなし廃止措置について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度税制改正により、2017年以前にNISA口座を開設されたお客さまで、2021年12月31日までに個人番号（マイナンバー）をお届けされていないお客さまは、2022年1月1日付で「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、NISA口座を廃止いたしましたのでお知らせいたします。

なお、廃止時点でNISA口座にて保有されていた残高については、非課税期間の満了に伴い、自動的に特定口座（特定口座を保有されていない場合は一般口座）に移管されました。

※のみなし廃止措置に基づくNISA口座廃止の場合、非課税口座廃止通知書は作成されません。

詳しくは、投資信託お取引店までお問合せください。

以上